

令和8年度吾妻振興局「地域振興調整費」執行方針

(住民センター等整備事業を除く)

令和8年4月1日

吾妻振興局における地域振興調整費は、元気と活気のある、より住みやすい吾妻地域にするため、地域調整費事務取扱要領によるほか、以下により執行する。

1 対象事業について

対象事業は、地域振興調整費を活用することで事業効果が見込まれる次に掲げるものとする。

- (1) 令和8年度吾妻振興局運営方針に記載する下記①～③の重点課題に寄与する事業
 - ①人口減少社会における持続可能な地域づくり
 - ②観光・誘客促進などによる地域産業の高付加価値化
 - ③安全・安心な暮らしを支える社会基盤づくり
- (2) その他地域の課題解決に資する事業など振興局長が必要と認める事業

2 執行手続きについて

- (1) 市町村・団体が地域振興調整費の交付または支出を受けようとするときは、予め行政県税事務所長に対して申請を行うものとする。

行政県税事務所長は、その内容を適当と認めた場合は、当該市町村・団体に対して必要な地域振興調整費を交付又は支出するものとする。
- (2) 振興局内各事務所長が事業を実施する場合、予め振興局長に協議を行うものとする。

振興局長は、その内容を適当と認めた場合は、当該事務所長に対して必要な予算配布を行うものとする。

3 その他

地域振興調整費補助金の運用に関しては、地域振興調整費補助金交付要綱及び吾妻振興局「地域振興調整費補助金」運用方針によるものとする。